

27高教福第1207号
平成28年2月9日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱の一部改正について（通知）

公立学校管理職等の希望による降任制度の「高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を下記のとおり、一部改正します。

ついては、実施要綱及び下記の内容について、貴管内の校長及び関係教職員にお知らせください。

記

1 主な改正内容

- (1) 降任を希望する者は、降任希望願（別紙様式1）を提出すること。
- (2) 校長は、降任希望願を受理したときは、意見書（別紙様式2）により意見を付して、提出すること。
- (3) 降任を希望する者が、県費負担教職員である場合については、市町村（学校組合）教育委員会は、内申書（別紙様式3）により意見を付して、提出してください。

2 施行期日

平成28年2月9日

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 曾我本・松本 TEL：088-821-4903 FAX：088-821-4725

高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、公立学校の職員について、本人の希望による降任に関する手続を定めることにより、職員のより一層適正な配置を行い、もって職員の心身の負担の軽減、職員の能力の発揮及び組織の活性化等を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2 市町村(学校組合)立小学校、中学校、義務教育学校、高知市立高知特別支援学校及び高知商業高等学校(定時制に限る。)並びに県立学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長又は総括主任の職にある者で、降任を希望するものは、高知県教育長(以下「県教育長」という。)に対し、その旨を申し出ることができる。

(降任の内容)

第3 降任を希望する職員が希望できる職は、校長にあつては副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭、副校長にあつては教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭、教頭にあつては主幹教諭、指導教諭又は教諭のうち、それぞれ本人が希望する職。主幹教諭及び指導教諭にあつては教諭、事務長にあつては原則として事務長の職を命ぜられた日の前日の職(総括主任、主任又は主幹)、総括主任にあつては原則として総括主任の職を命ぜられた日の前日の職(主任又は主幹)とする。

(降任に伴う給料月額の設定)

第4 降任に伴い支給される給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)による。

(希望の申出)

第5 降任を希望する者は、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる機関等を経由して、高知県教育委員会事務局教職員・福利課に降任希望願(別紙様式1)を提出するものとする。

2 前項の規定により、別表右欄に掲げる機関等が降任希望願を経由する場合、校長にあつては意見書(別紙様式2)により、市町村(学校組合)教育委員会にあつては、内申書(別紙様式3)により、それぞれ意見を付すものとする。

(降任の決定)

第6 降任希望願の提出があつたときは、県教育長は、本人の希望を最大限尊重しつつ、本人の適性も踏まえて降任させるかどうか決定するものとする。また、降任の発令は、原則として直近の定期の人事異動時とする。

なお、降任希望願の提出があつた場合において、降任させない決定をしたときは、県教育長は、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(再昇任について)

第7 降任した者が再度昇任を希望する場合は、現行の昇任手続による。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

別表

職員の区分	経由する機関等
市町村（学校組合）立 <u>小学校、中学校、義務教育学校</u> 、高知市立高知特別支援学校の校長	市町村（学校組合）教育委員会
市町村（学校組合）立 <u>小学校、中学校、義務教育学校</u> 、高知市立高知特別支援学校、高知商業高等学校（ <u>定時制に限る。</u> ）の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長及び総括主任	校長及び市町村（学校組合）教育委員会
県立学校の校長	なし
県立学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び事務長	校長

(別紙様式2)

文書番号
年 月 日

高知県教育長 様

学校名

校長名

印

意 見 書

下記の者から、降任希望願が提出されたので、高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱第5の2の規定により意見書を提出します。

記

職 名	()	生年月日	()	性別	男・女
氏 名		年 齢	※当該年度末時点		

(校長の意見)

(別紙様式3)

文書番号
年 月 日

高知県教育長 様

市町村(学校組合)教育委員会名 印

降任希望願の提出について(内申)

下記の者から、降任希望願が提出されましたので、高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱第5の2の規定により意見を付して内申します。

記

職名 氏名	()	生年月日 年齢	() ※当該年度末時点	性別	男・女
降任を希望する職の 発令年月日	年 月 日				

(意見)

高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱

新 照 表 対 照 表

新
(抜粋)

(対象職員)
第2 市町村 (学校組合) 立小学校、中学校、義務教育学校、高知市立高知特別支援学校及び高知商業高等学校 (定時制に限る。) 並びに県立学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長又は総括主任の職にある者で、降任を希望するものは、高知県教育長 (以下「県教育長」という。) に対し、その旨を申し出ることができる。

(希望の申出)
第5 降任を希望する者は、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに掲げる機関等を経由して、高知県教育委員会事務局教職員・福利課に降任希望願 (別紙様式1) を提出するものとする。

2 前項の規定により、別表右欄に掲げる機関等が降任希望願を経由する場合、校長にあっては意見書 (別紙様式2) により、市町村 (学校組合) 教育委員会にあっては、内申書 (別紙様式3) により、それぞれ意見を付すものとする。

旧
(抜粋)

(対象職員)
第2 市町村 (学校組合) 立小中学校、高知市立高知特別支援学校、高知商業高等学校 定時制及び県立学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長又は総括主任の職にある者で、降任を希望するものは、高知県教育長 (以下「県教育長」という。) に対し、その旨を申し出ることができる。

(希望の申出)
第5 降任を希望する旨の申出は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる機関等を経由して、高知県教育委員会事務局教職員・福利課に別紙「降任希望願」を提出することにより行うものとする。

職員の区分	經由する機関等
市町村 (学校組合) 立小中学校、高知市立養護学校、高知市立高知商業高等学校 定時制の校長	市町村 (学校組合) 教育委員会
市町村 (学校組合) 立小中学校、高知市立養護学校、高知市立高知商業高等学校 定時制の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長及び総括主任	学校長及び市町村 (学校組合) 教育委員会
県立学校の校長	なし
県立学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び事務長	学校長

(降任の決定)

第6 降任希望願の提出があったときは、県教育長は、本人の希望を最大限尊重しつつ、本人の適性も踏まえて降任させるかどうか決定するものとする。また、降任の発令は、原則として直近の定期の人事異動時とする。
なお、降任希望願の提出があった場合において、降任させない決定をしたときは、県教育長は、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

別表

職員の区分	経由する機関等
市町村(学校組合)立小学校、中学校、義務教育学校、高知市立高知特別支援学校の校長	市町村(学校組合)教育委員会
市町村(学校組合)立小学校、中学校、義務教育学校、高知市立高知特別支援学校、高知商業高等学校(定時制に限る。)の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長及び総括主任	校長及び市町村(学校組合)教育委員会
県立学校の校長	なし
県立学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び事務長	校長

(降任の決定)

第6 降任希望願の提出があったときは、県教育長は、本人の希望を最大限尊重しつつ、本人の適性も踏まえて降任させるかどうか決定するものとする。また、降任の発令は、原則として直近の定期の人事異動時とする。
なお、降任希望願の提出があった場合において、降任させない決定をしたときは、県教育長は、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(別紙様式2)

文書番号

年 月 日

高知県教育長 様

学校名

校長名

印

意 見 書

下記の者から、降任希望願が提出されたので、高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱第5の2の規定により意見書を提出します。

記

職 名 ()	生年月日	()	性別	男・女
氏 名	年 齡	※当該年度末時点		

(校長の意見)

(別紙様式3)

文書番号
年 月 日

高知県教育長 様

市町村 (学校組合) 教育委員会名 印

降任希望願の提出について (内申)

下記の者から、降任希望願が提出されましたので、高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱第5の2の規定により意見を付して内申します。

記

職名 氏名	() 年 月 日	生年月日 年 月 日	() 年齢 ※当該年度末時点	性別	男・女
降任を希望する職の 発令年月日		年 月 日			

(意見)